

令和6年4月9日
公益社団法人北海道観光振興機構

特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業
「日本初の地域認定ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」の
企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構ではアドベンチャートラベルを志向する旅行者を対象とした、特別な AT コンテンツ及び当該コンテンツを中心としたツアーの造成を実施し、海外の AT 旅行者向けに販売を行います。コンテンツの造成にあたっては、北海道特有の自然資源や歴史的建造物等の文化資源であって、通常立入が認められない区域を、北海道知事が認定した「北海道アドベンチャートラベルガイド」が案内する場合に限り限定的に公開する、他では体験することができない特別性を重視するものです。つきましては、本事業に係わる業務受託者を選定するため、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業
「日本初の地域認定ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」

2. 事業目的

北海道特有の自然資源や歴史的建造物等の文化施設であって、通常立ち入りが認められていない区域を北海道知事が認定した「北海道 AT ガイド」が案内する場合に限り公開する、他では体験する事が出来ない特別性を重視した AT コンテンツ及びと当該コンテンツを活用したツアーを造成、販売してインバウンド消費の拡大、質の向上を図る。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

4月9日（火）公示
4月19日（金）企画提案の参加表明期限
5月8日（水）企画提案書の提出期限
5月10日（金）審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
5月中旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
事業企画本部観光戦略部 堀田 彰
Email ak_horita@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941

企画提案指示書

1 委託事業名

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業
「日本初の地域認定 AT ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」

2 事業内容

- (1) アドベンチャートラベル(以下「AT」という。)を志向する旅行者(以下「AT 旅行者」という。)を対象とした、特別な AT コンテンツ及び当該コンテンツを中心としたツアーの造成。コンテンツの造成にあたっては、北海道特有の自然資源や歴史的建造物等の文化資源であって、通常立入が認められない区域を、北海道知事が認定した「北海道アドベンチャートラベルガイド」(以下「北海道 AT ガイド」という。)が案内する場合に限り限定的に公開する、他で体験することができない特別性を重視することとする。
- (2) 造成した特別な AT コンテンツ及び当該コンテンツを中心としたツアーについて、効果的な情報発信を行う。具体的には、OTA への掲載等のインターネットを用いた情報発信のほか、世界最大規模の AT の団体である Adventure Travel Trade Association(以下「ATTA」という。)が主催するイベントにおけるプロモーション等を想定するが、この限りではない。
- (3) 造成した特別な AT コンテンツ及び当該コンテンツを中心としたツアーを、海外の AT 旅行者に販売する。

3 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下「観光機構」という)が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること)。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

5 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6 委託上限額（上限）

(1) 60,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本事業は、観光庁の「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」を活用して実施するものであるが、契約締結前であるため、委託業務内容及び予算上限を変更、又は事業を中止する場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

7 事業実施期間及び業務スケジュール

(1) 契約締結の日～令和7年2月10日(月)

(2) 業務スケジュール

4月9日(火)	公示・観光機構WEBサイト掲載
4月19日(金)	企画提案の参加表明提出期限
5月8日(水)	企画提案書の提出期限
5月10日(金)	審査会（ヒアリング審査）の実施—予定—
5月中旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施
2月10日(月)	事業実績報告書の提出

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

8 業務委託内容（企画提案事項）

AT コンテンツに適した自然資源や文化資源を有する北海道内の地域（積丹町、洞爺湖町、上士幌町、平取町、利尻島等）において、北海道 AT ガイドが案内する場合に限り、通常立入が認められない区域を限定的に公開する、特別な AT コンテンツ及び当該コンテンツを中心としたツアーを造成する。また、造成したコンテンツ及びツアーについて、効果的な情報発信を行うとともに、海外の AT 旅行者に販売する。

なお、本事業は、観光庁調査事業「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の採択事業であることから、本事業の執行に当たっては、「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の要綱等を熟読の上、その趣旨に十分に留意すること。

『特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業』

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000118.html

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000249.html

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001727913.pdf>

また、本事業は、「通常立入が認められない区域の限定的な公開」及び「北海道 AT ガイドの案内」を重要な要素とすることから、商品造成の検討に際しては、当該区域を管理する地方公共団体等や北海道 AT ガイドと十分に協議を行うとともに、関係者間で情報共有を行いながら進めること。

(1) AT コンテンツ及びツアー商品の造成

① 北海道 AT ガイドの案内により、北海道内の自然資源や文化資源を限定的に公開することを中心的な要素とする AT コンテンツを、少なくとも5つ造成すること。一例として、以下の北海道 AT ガイドや地域が挙げられるが、これらに限定しない。

ア 奈良 亘氏(コンテンツの例:閉門後の積丹町神威岬灯台におけるトレッキング)

イ 江川 理恵氏(コンテンツの例:有珠山規制エリアトレッキング)

ウ 馬上 千恵氏(コンテンツの例:森林アイヌ文化体験)

エ 石塚 裕也氏(コンテンツの例:糠平湖の氷上サイクリング、利尻島サイクリング)

- ② ①で造成する AT コンテンツに、他の地域資源(自然、文化、食等)やアティビティを組み合わせた AT 商品(1泊2日以上とし、ガイドが付いて案内するものとする)を1コンテンツあたり4本以上造成すること。
- ③ 上記商品が、安全かつ快適に実施できることを確認すること。
- ④ 上記商品は、8月に販売を開始し、かつ、10月中旬以降に実施できる内容とすること。
- ⑤ 上記商品が掲載されているコンテンツタリフを作成すること。なお、納期は、販売開始の4週間前とする。
- ⑥ 地域のツアーオペレーターや AT ガイドなどを活用すること。
- ⑦ 商品造成には、地域関係者(自治体、観光協会、ローカルガイドなど)と連携を図ること。
- ⑧ 商品の造成については、アドバイザーを委嘱し、旅行商品販売に対する意見を徴することができるものとする。

(2) キックオフセミナーの実施

商品造成に着手する前に上記(1)に取り組む関係者を対象にセミナーを開催すること。次のとおり想定するが、その限りではない。効果的な内容があれば提案すること。

<例>

- ① 当該事業の概要説明
- ② AT ガイドによる地域コンテンツの紹介
- ③ 令和5年度に販売した北海道内の AT 商品の紹介
- ④ 高付加価値ツアーに関する有識者による講演

(3) ツアー造成中に海外メディアを招へいしての情報発信

次のとおり想定するが、その限りではない。効果的な施策があれば提案すること。

<例>

- ① 紙媒体(体験観光情報誌、アウトドア雑誌、旅行雑誌等)への記事掲載
- ② ウェブ媒体への記事掲載
- ③ SNS や YouTube 広告等を活用したプロモーション

(4) アドベンチャートラベルワールドサミットへの参加

① イベント概要

- ・ 名称 Adventure Travel World Summit 2024 以下、「ATWS2024」という。)

<https://events.adventuretravel.biz/summit/panama-2024/>

- ・ 日程 令和6年10月7日~10日
- ・ 場所 パナマ

② 業務内容及び見積事項

- ・ 造成中の商品について、ATWS2024 の会場内で世界の AT 関係者の意見を聞いた上で磨き上げを行うこと。ただし、機構職員のイベント登録に必要な費用・手続き及び旅費は、見積への積算は不要である。

参照ページ

<https://events.adventuretravel.biz/summit/panama-2024/registration>

- ・ 会場内における効果的な商談の実施に向けた方策について、提案により示すこと。

(5) 商品の販売

- ① 商品の販売については AT 旅行者に確実に販売できる取組を提案すること。なお、コンテンツ単品で、1 コンテンツあたり 100 人以上、かつ、コンテンツを拠点としたツアーは、1 ツアーあたり 20 人以上に販売することとし、ツアー催行日数とツアー参加人数を乗じた数値を 2,500 以上とすること。

また、観光庁特設サイトへの情報提供のため、資料の提出を求められることがある。

特設サイト URL:<https://unique-experience.go.jp>

- ② 販売開始の4週間前までにコンテンツタリフを提出すること。なお、コンテンツタリフのひな形は、後日指示する。
- ③ 販売した商品について、実際に購入した旅行者にアンケートを実施すること。なお、アンケートの仕様は、後日指示する。

(6) 業務進捗報告

事業受託期間内は、毎月末までに当月の事業進捗状況を必ず報告すること。

その他、求めに応じ報告に応じること。

(7) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)～(5)業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体3部及び電子データ
- ② 成果物 商品造成地域における商品販売数及び来訪者数に関する報告書
なお、報告書は、観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の主旨に沿ったものを提出すること。

9 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和6年(2024年)4月19日(金)17時
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 事業企画本部 観光戦略部 堀田 ak_horita@visithkd.or.jp

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「8 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする(A4 用紙1枚程度)

③ 実施スケジュール(企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する) 執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 事業実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書(参考見積り)

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
- ・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること
- ・ 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 7部（社名あり1部、社名なし6部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和6年5月8日（水）15:00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光振興機構 事業企画本部 観光戦略部
担当：堀田 彰 TEL 011-231-0941

11 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

12 応募上の留意事項

(1) 企画提案書は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出にかかる経費は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明所の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の

意思がないものと見なす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングは Zoom での参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることもあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「日本初の地域認定ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「日本初の地域認定ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

